

## 第14回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月28日(水) 午後1時30分から午後3時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 6番 中井 悟  
会長職務代理 3番 西元 道啓  
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈  
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸  
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志  
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司  
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝  
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人  
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 現況証明願いについて  
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第6 農地法第3条の規定による許可申請について  
第7 農地法第4条の規定による許可申請について  
第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第9 令和6年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について  
第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則  
農地係長 小柳 大騎

## 7 会議の概要

議長  
(中井会長)

ただいまの出席委員は、15名であります。  
定足数に達しておりますので、これから第14回 蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

それでは、13番 近藤委員と14番 黒川委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第13回の総会以降の諸般について、報告します。

8/4 高階日出男氏名誉町民贈呈式・祝う会 町民センター

8/20 蘭越町良質米生産対策推進会議 山村開発センター

8/22 薬用植物講演会 町民センター

8/23 交通安全黄色い旗の波運動 蘭越小学校前

8/23 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

北海道農業会議理事会 札幌市

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 現況証明願いについてを議題とします。

番号1番について上程します。

3番  
(西元委員)

番号1番、〇〇さんの圃場ですけれども、場所に関しましては、〇〇があるのですけれども、〇〇の向かいの圃場になります。吉田委員、安田委員の私の3名で現地の方を確認してまいりましたけれども、結構太い木もありましたし、農地外であったことを報告いたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。

本案については、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号3番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和6年8月28日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇、借主は〇〇、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和3年10月29日から令和4年10月28日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年8月1日、解約成立年月日等は令和6年8月28日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田

で〇〇㎡です。契約期間は令和3年3月1日から令和8年2月25日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年8月1日、解約成立年月日等は令和6年8月28日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成19年3月29日から平成29年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年8月13日、解約成立年月日等は令和6年8月28日です。解約理由は、耕作できないためです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

12番  
(坂井委員)

番号1番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所なのですが、〇〇の圃場となります。また、第3号議案で出てきますのでよろしくお願ひいたします。

1番  
(中村委員)

番号2番3番、内容は事務局の説明のとおりであります。2番の場所ですが、〇〇を左へ曲がり、〇〇mほど行った所に〇〇がございます。その裏の1筆となっております。

番号3番、〇〇を左へ曲がらして、〇〇mほど行きますと、〇〇がございます、その周りの農地となっております。よろしくお願ひいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。  
日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に

ついてを議題とします。

番号1番について上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和6年8月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇、借主は〇〇、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、賃借理由は薬草の作付け等を借主が行うためです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は畑で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日、期間は許可の日から令和7年8月30日までの1年間です。

調査書は別紙のとおりです。  
ご審議願います

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

12番  
(坂井委員)

番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所は、先ほど議案2号1番に出てきた圃場になります。よろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第7、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に

ついてを議題とします。

番号1番から番号2番について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、意見を求める。令和6年8月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡です。申請理由は、後志総合振興局からの発注となる令和6年度中山間名駒外1地区51工区工事のための工事用道路として利用するためです。

番号2番、申請者は〇〇さん、場所は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡です。申請理由は、番号1番同様に後志総合振興局からの発注となる令和6年度中山間名駒外1地区51工区工事のための工事用道路として利用するためです。別紙調査書をご覧ください。

1番と2番について一括で説明いたします。農地区分は、農用地区域内の第2種で、本件につきましては農業公共投資対象外の概ね10ha未満の小集団農地であり、また令和6年11月29日まで工事用道路として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号1番から2番の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。  
ご審議願います。

議長  
(中井会長)  
9番  
(吉田委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1、2番について、ご説明いたします。  
番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりで、基盤整備のための、工事道路として一時的に使用することとなります。場所なのですが、〇〇から〇〇に〇〇km位進みますと、〇〇がありまして、〇〇へ向って進みますと、右手に〇〇があります。

〇〇の横の圃場になります。

番号2番、内容につきましては事務局の説明のとおりで、基盤整備のための、工事道路として一時的に使用することとなります。場所は、番号1番の圃場のすぐ隣になります。

議長  
(中井会長)

これより、質疑及びご意見を伺います。  
質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号4番について上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和6年8月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で〇〇円で総額で〇〇円です。圃場条件が悪いため、この金額となっております。契約期間は、令和6年9月6日から令和11年9月5日までの5年間です。貸付理由は、借主の経営規模拡大のため農地を貸し付けるものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年9月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年10月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年9月6日から令和16年9月5日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。

調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は畑で〇〇円で総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年9月6日から令和12年9月5日までの6年間です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)  
9番  
(吉田委員)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

番号1番、内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇を〇〇kmほど〇〇へ進みますと右側に、〇〇があります。その〇〇を〇〇mほど進みますと右側に〇〇があり、その周りにある農地になります。事務局からの説明にもあったのですが、その農地が沢の中でありまして、非常に水はけが悪くて単価が低い設定となっております。よろしく願いいたします。

1番  
(中村委員)

番号2番の説明をいたします。内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所ですが、先ほど〇〇の裏となっております。

ります。

6 番  
(伊藤委員)

番号3番の説明をいたします。内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所ですけれども、〇〇から〇〇を渡りまして降りたところにある農地となります。

1 番  
(中村委員)

番号4番の説明をいたします。内容は事務局の説明のとおりであります。場所ですが、〇〇から〇〇を〇〇kmほど進みまして、左手に〇〇がございます。そちらを左に曲がりまして、〇〇mほど行った左手の圃場となります。よろしく願いいたします。

議 長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長  
(中井会長)

本案は原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

日程第9、議案第6号 令和6年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局  
(高田局長)

議案第6号 令和6年度蘭越町農業委員会活動強化指針の決定について  
令和6年8月28日提出、蘭越町農業委員長名。

活動強化指針案につきましては、事前に郵送させていただいておりますので、概要について説明いたします。

1ページをご覧ください。

令和5年度の総括を掲載しております。(1)の農業・農村を取り巻く情勢ですが、現在国が推進している農地関連法の改正や農地中間管理事業等による農地集積の推進については、必ずしも本

道農業にあっては、言い難いものがありますので、地域の実情に即した施策や支援への内容改善と拡充を求め、後志地方連、道農業会議との連携により道選出国會議員への要請活動を行いました。続きまして、中段から作況、作柄についての記載となっております。後段につきましては、国内外や蘭越町の農業をめぐる情勢として、原油や農業生産資材の高騰、水田活用交付金の見直し等、農業者にとって厳しい状況にあることについて記載しております。

続いて2ページから3ページについては農業委員会の体制となっております。令和5年7月より新体制となっております。

次に4ページをご覧ください。(5) 系統組織活動と蘭越町農業委員会との関わり、①北海道農業会議につきましては、農政に関わる要望活動を全道の農業委員会と共に推進しております。また、②の後志地方農業委員会連合会及び山麓地区農業委員会協議会につきましては、北海道4区選出国會議員への要望活動を書面にて行っております。2の法令業務実績及び農地の流動実績以降につきましては7ページから10ページに記載のとおりとなっております。

続きまして5ページ、3 専門委員会付託検討事項の(1) 農作業雇用標準賃金の設定につきましては、最低賃金の上昇により手作業の日当を7,600円から7,840円に改訂しております。

続きまして、4 農地法に関する主な取り組み状況としましては、(1) 遊休農地の利用状況調査として、例年行っている「農地パトロール」において、非農地判断をした土地の一括地目変更登記申請に新たにに取り組むこととし、土地所有者への意向確認等を行いました。

(2) 農地の貸借料情報の提供につきましては、農地法第52条に基づき、町ホームページにて毎月更新し、公表しております。

次の6ページにつきましては、5 その他の業務活動として、認定農業者の推進について記載しております。ちなみに令和6年3月末現在では214経営体が認定を受けており、そのうち新たに認定された就農者は2経営体となっております。

続きまして、6 農政活動の推進について、(1) 専門知識、専門的指導員の人材確保に向けた活動として、作物別優秀者や民間からの情報提供の活用を含めて、町に対して指導体制の確立を求めているところです。

また(2) 農業経営構造の確立に向けた活動として、必要に応じて町への要望書の提出や、町長との意見交換を開催しております。

なお、本日総会後の協議会懇親会には、町長も出席されますので、この機会も活用し、意見交換していただければと思います。

13ページをご覧ください。

7令和6年度の重点活動目標となります。

(1) 重点活動目標の設定についてですが、今回、国では食料・農業・農村基本法の見直しが四半世紀ぶりに行われ、同基本法の改正とともに食料供給困難事態対策法の制定、農地関連法の改正、スマート農業技術活用促進法が制定されました。

内容としましては、基本法の改正では食料の合理的な価格について言及されたものの、協議会による適正な価格形成の在り方を協議するという表現にとどまり、食料供給困難事態対策法については、食料供給が困難な事態となった際に、農業者に対し生産計画を求めるものであり、平時における国の備えや生産体制の維持拡充については言及されず、農地関連法の改正は農地の総量確保に重きをおく内容となっており、この内容だけでは、いままでの国の施策により規模拡大の構造改革は進んだものの、担い手不足による農業生産基盤が弱体化しているという現在の農村が抱える課題に対する対策としては不十分であり、現在の基盤強化法から移行となる農地バンク事業における農業者の負担増も含めて、農業者が求めた内容での見直しとは言い難い面があります。担い手の不足を解消するため、スマート農業技術活用促進法では、農業者の減少下においても生産水準が維持できる体制の確立を目指すとありますが、技術や農地の総量確保だけではなく、肝心の農業の担い手維持と確保にも注力しなければ、持続可能な農業の構築はあり得ないと考えますので、国の動向を見据えながら、山麓や後志地方連と連携を密にし、地域の実態に即した政策提案と予算要求について、系統組織要望へ反映させていくこととします。

また、町内におきましても、町独自の農業振興施策について、担い手対策や原油価格や農業生産資材価格の高騰等の諸問題に対し、必要に応じて町や関係機関への提言活動等を行っていくことが重要と考えます。

次の15ページにつきましては、現在の農業委員会体制について記載しております。

16ページの(3) 系統組織における蘭越町農業委員会の役割ですが、今回、中井会長が北海道農業会議の代表理事副会長に就任されております。

従いまして、(4) 系統組織活動と蘭越町農業委員会の関わりにつきましては、会長におかれましては、審議委員会等で得られる、

農業農政をとりまく情勢などの情報収集や、地方の声の発信に努めていただきたいと思います。

また、後志地方農業委員会連合会につきましても、会長を擁する農業委員会として、管外研修等の各種研修事業の運営や、地区選出国會議員などを対象に後志地区独自の農政要望活動を進めていくこととなります。

続きまして17ページをご覧ください。

(5) 重点目標と内容となっております。①農業委員会の体制強化については、令和5年4月に施行された農地制度の大改正等の重要課題への対応等、体制強化および必要性について記載しております。②担い手、新規就農者及び農業後継者の育成・確保対策については、まず個々の経営確立に向けた指導・助言ということになります。法人化への誘導の必要性や、農業後継者の育成についても支援対策を含めて議論しながら進めていけたらと思います。

③食料・農業・農村基本計画、国際交渉問題に向けての取り組みについてとありますが、これらにつきましては今後も政府の動向を見極めながら、要望活動について農業会議等の系統組織とともに取り組んでまいりたいと思います。

続きまして18ページ、④農地流動化対策の機能充実と遊休農地対策の強化についてです。現行の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画が廃止され、新しく創設される地域計画に基づく農地バンク事業については、今年度末までに地域計画を策定しなければなりません。この地域計画の基となる、10年後に目指すべき農地の利用の姿を示した目標地図について、原案を農業委員会が作成することと示されておりますので、地域における話し合い活動、貸し手の意向の把握と担い手への結びつけ活動に取り組むこととします。

⑤農業委員会の活動の公表について、農業者に等に対して活動と役割等の周知や情報の公開等を行いながら、必要に応じて農業委員会としての意見を関係行政機関に対して提出してまいります。

⑥農業者年金の加入の推進については、ご覧のとおりとなります。

最後に19ページになります。

⑦その他で国の農地集積対策、農地中間管理事業等になりますが、現在、国が示している水田活用交付金の見直しは、畑地化事業の要件を含めて、地域の実態とは即さない部分があることから、

地域の実態に即した方針の見直しへの意見や、基盤整備に対する要望等を他機関とともに連携して取り進めていきたいと考えております。

以上、駆け足での説明となりましたが、本町農業をとりまく諸課題について、解決に向けて一步でも近づけるよう活動を進めてまいりたく提案をさせていただきますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長  
(中井会長)

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問等はありませんか。

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長  
(中井会長)

本案については、異議ないものとして決定し、関係機関にも参考資料として送付することとします。

日程第10、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和6年8月28日提出、蘭越町農業委員長名。

令和6年8月13日付けで、〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長  
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

以上で、よろしいですか。

続きまして、  
その他の報告を事務局から願います。

事務局  
(高田局長)

次回総会は9月26日(金)午前8時00分からを予定しておりますので、よろしくお願ひします。

このあとの農作物の作柄状況調査、協議会懇親会につきましては、この後係長より説明いたします。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

事務局  
(小柳係長)

私からは、この後行う作況調査についてです。総会終了後に予定どおり出発予定です。準備ができた方から、正面玄関前に停まっているバスにお乗りください。調査地はお配りしているとおり5か所となります。なお、先の総会でもお話しした通り、後志改良普及センターの職員の随行はありません。

次に地域計画策定に係る農地利用状況調査についてです。お手元に農林水産課農政係が作成しました未回答者のリストをお配りしていますので、該当の方へのお声かけのほど、再度お願いいたします。

次に、米一1グランプリの出品についてです。募集期間は今週までですので、まだ未提出の方は、積極的に出品願ひます。

以上です。

議長  
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第14回 蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時45分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩